

交野市子ども・子育て支援事業計画

素案

平成 26 年 7 月
交野市

目次（構成案）

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 子育てを取り巻く状況	4
1 人口等の動向	
2 子育て支援施策の実施状況	
3 ニーズ調査結果の概要	
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	
2 基本項目	
3 施策の体系	
第4章 施策の展開	29
第5章 計画の目標値等	31
1 教育・保育提供区域の設定	
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関する考え方と推進体制	
第6章 計画の推進	38
1 推進体制の充実	
(1) 庁内における各部署の連携強化	
(2) 関係機関や市民との協力	
(3) 国・府との連携	
2 計画の点検・評価に向けて	

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。

「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けおり、市でも平成 17 年 3 月に「交野市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援の充実をめざして、様々な取り組みを進めてまいりました。さらに、平成 22 年 3 月には、新たな課題として、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもや家庭への配慮に対応していくため、「交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。本計画は、子どもの成長・発達にあわせて、切れ目なく支援する計画としています。

しかしながら、全国的に、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

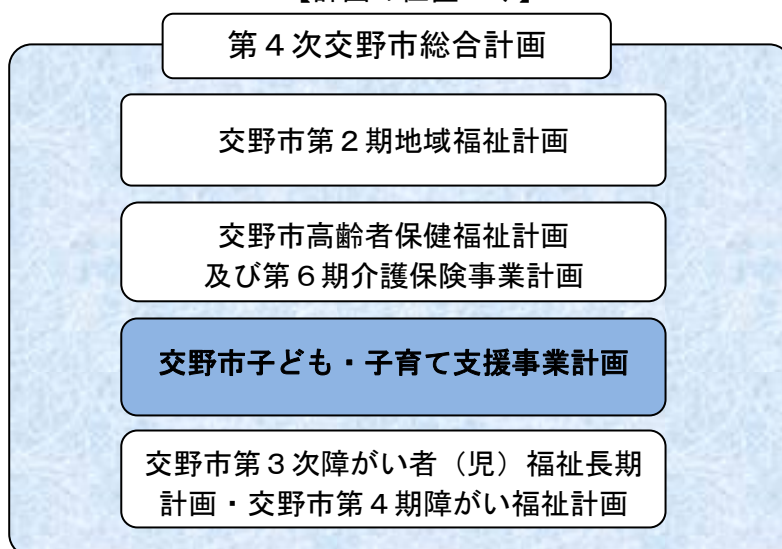
このような流れを受け、市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「交野市次世代育成支援後期行動計画（後期計画）」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や協議会などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や府の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「第 4 次交野市総合計画」をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り策定しています。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

この計画は、平成 27（2015）年度を初年度として、平成 31（2019）年度までの 5 年間で計画期間とします。

平成	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	交野市次世代育成支援後期行動計画									
						交野市子ども・子育て支援事業計画				

第2章

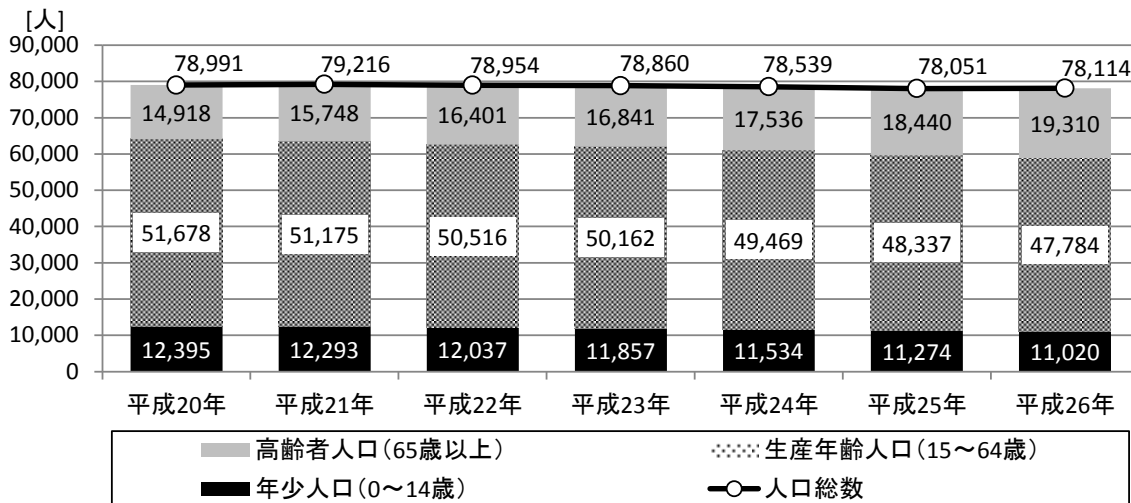
子育てを取り巻く状況

1 人口等の動向

(1) 人口の推移

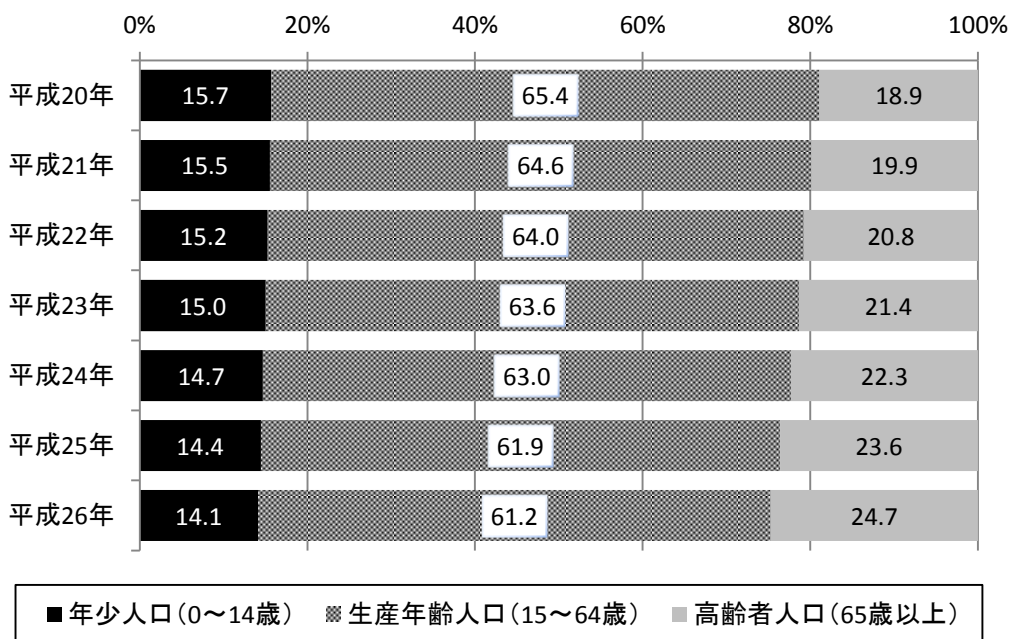
交野市の人口は、平成 21 年以降、徐々に減少し、平成 26 年 3 月現在で 78,114 人となっています。また、年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少と高齢者人口割合の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。

図表 総人口の推移



資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年 3 月末）

図表 年齢 3 区分人口構成比



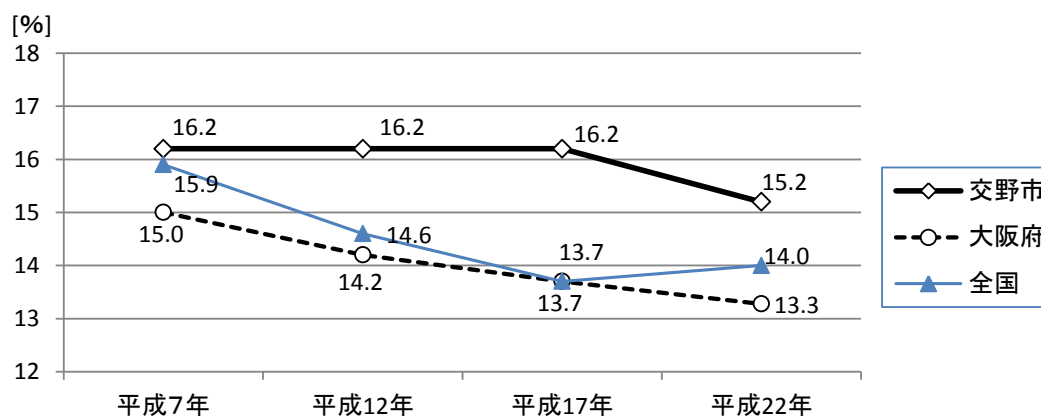
資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年 3 月末）

(2) 子ども数等の推移

交野市の年少人口割合について国勢調査結果でみると、平成7年以降横ばいでしたが、平成22年には15.2%に下がっています。しかしながら、国や大阪府に比べると、高い割合を保っています。

また、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯の推移をみると、6歳未満では世帯数・構成比ともに減少傾向にあります。

図表 年少人口割合の推移



資料：国勢調査

図表 子どものいる世帯数 (1995 から 2005 年)

	平成 12 年 (2000 年)		平成 17 年 (2005 年)		平成 22 年 (2010 年)		2000 年 →2005 年 の伸び率 [%]	2005 年 →2010 年 の伸び率 [%]
	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]		
一般世帯総数	27,089	100	25,108	100	28,453	100	-7.3	13.3
6歳未満の子どものいる世帯	3,668	13.5	3,323	13.2	3,053	10.7	-9.4	-8.1
核家族世帯	3,370	12.4	3,052	12.2	2,805	9.9	-9.4	-8.1
その他の親族世帯	298	1.1	271	1.1	246	0.9	-9.1	-9.2
非親族・単身世帯	0	0.0	0	0.0	2	0.0	0.0	0.0
18歳未満の子どものいる世帯	8,558	31.6	7,859	31.3	8,301	29.2	-8.2	5.6
核家族世帯	7,557	27.9	6,941	27.6	7,440	26.1	-8.2	7.2
その他の親族世帯	997	3.7	914	3.6	835	2.9	-8.3	-8.6
非親族・単身世帯	4	0.1	4	0.0	26	0.1	0.0	550.0

資料：国勢調査

子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6歳未満の子どものいる割合は、交野市10.7%、大阪府8.8%、全国9.4%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、交野市29.2%、大阪府21.6%、全国23.1%となっています。大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

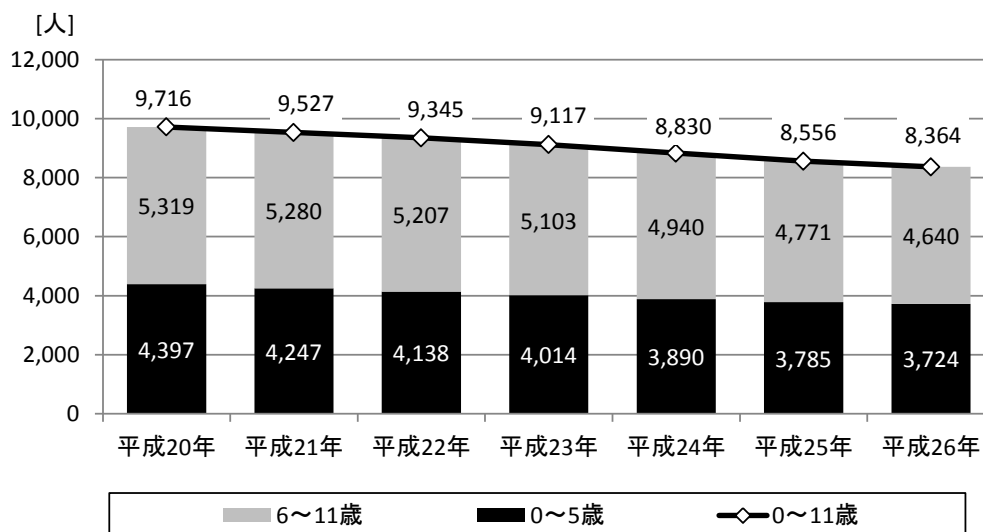
図表5 子どものいる世帯数の比較 (2010年)

	交野市	大阪府	全国
一般世帯総数 [世帯]	28,453	3,823,279	51,842,307
6歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	3,053	336,831	4,877,321
(構成比 [%])	10.7	8.8	9.4
18歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	8,301	826,999	11,989,891
(構成比 [%])	29.2	21.6	23.1

資料：国勢調査（各年10月1日）

交野市の0～11歳人口の推移をみると、平成20年より、0～5歳人口は4千人台、6～11歳人口は5千人台で減少傾向をたどり、平成24年にはそれぞれ3千人台、4千人台となり、その後も減少しています。

図表 年少人口の推移

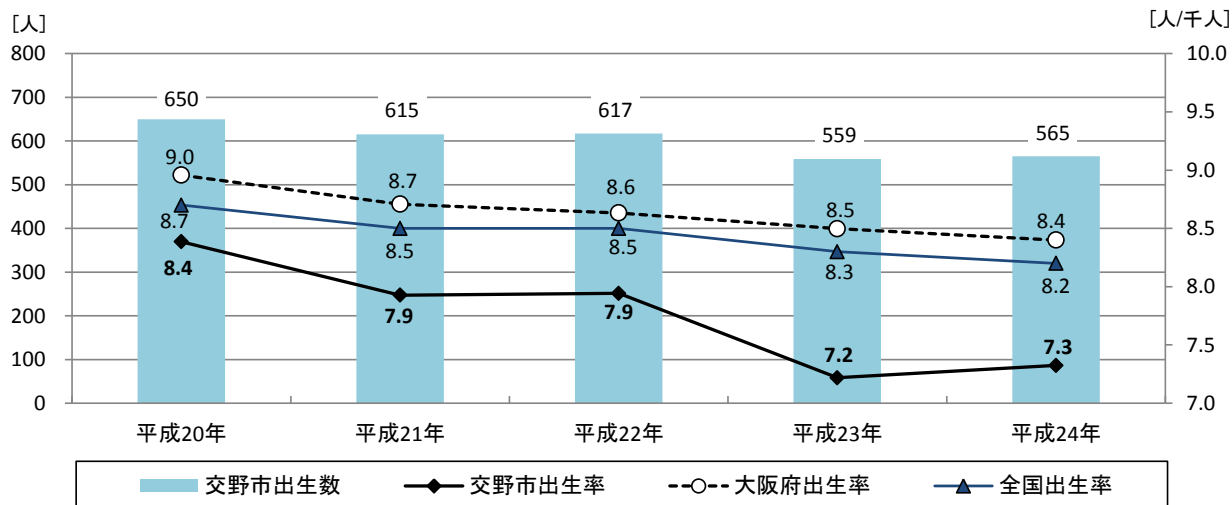


資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年3月末）

(3) 出生数・出生率の推移、大阪府・全国との比較

交野市の近年の出生数をみると、平成20年には650人でしたが、減増を経て平成24年に565人となっています。これにともない、出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に変化し、平成24年の出生率は7.3パーミルとなっており、国や大阪府よりも低い値で推移しています。

図表 出生数・出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計 ※出生率は人口千対

(4) 労働力人口

2010年の国勢調査によると、交野市の労働力人口は、35,832人で、うち男性が59.5%、女性が40.5%となっています。2000年から2005年への変化を見ると、労働力人口は全体として増加しており、その伸び率は男性が-3.30であるのに対し女性は6.13と、女性のほうが高くなっています。また、2005年から2010年にかけては、労働力人口は全体として減少しているものの、男性の伸び率-4.70に対して、女性の伸び率0.36と、女性のほうは増加していることがわかります。

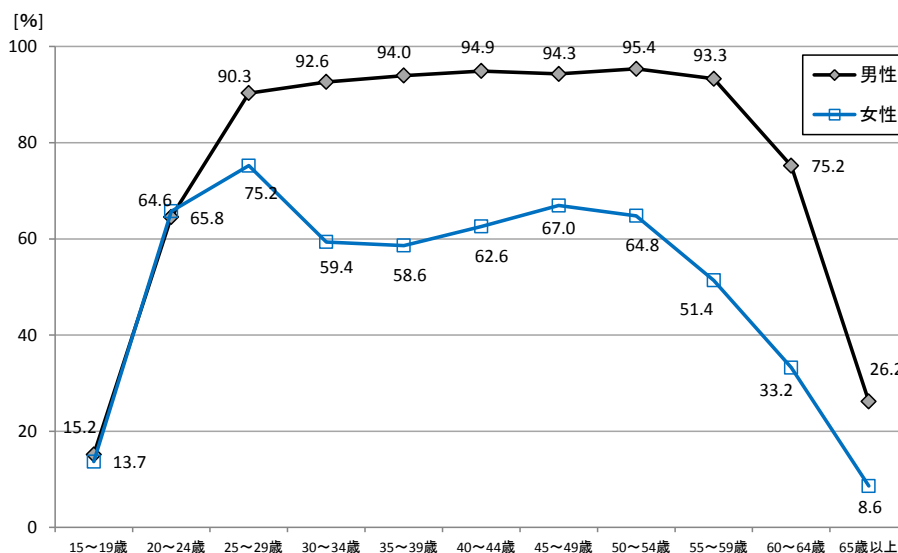
図表 労働力人口

		平成 12 年 (2000 年)		平成 12 年 (2005 年)		平成 12 年 (2010 年)		2000 年→ 2005 年 の伸び率 [%]	2005 年→ 2010 年 の伸び率 [%]
		実数 [人]	構成比 [%]	実数 [人]	構成比 [%]	実数 [人]	構成比 [%]		
15 歳以上 人口	総数	63,452	100	64,728	100	65,814	100	2.01	1.68
	男性	30,464	48.0	30,960	47.8	31,393	47.7	1.63	1.40
	女性	32,988	52.0	33,768	52.2	34,421	52.3	2.36	1.93
労働力 人口	総数	36,757	100	36,831	100	35,832	100	0.20	-2.71
	男性	23,122	62.9	22,360	60.7	21,309	59.5	-3.30	-4.70
	女性	13,635	37.1	14,471	39.3	14,523	40.5	6.13	0.36

資料：国勢調査

交野市の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台となっているのに対し、女性では、30歳代でいったん労働力率が5割台に落ち込んだ後高くなり、45歳以上で低下していきます。40歳以上では45～49歳の67.0%が最も高い労働力率となっていますが、25から29歳の75.2%と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率（2010年）



資料：国勢調査 2010 年より算出

図表 年齢階級別女性労働力率の比較（2010年）

	交野市	大阪府	全国
合計	42.2	43.9	47.0
15 から 19 歳	13.7	16.3	14.9
20 から 24 歳	65.8	61.8	66.0
25 から 29 歳	75.2	68.5	72.4
30 から 34 歳	59.4	59.7	64.7
35 から 39 歳	58.6	58.1	64.0
40 から 44 歳	62.6	62.4	68.4
45 から 49 歳	67.0	66.3	72.2
50 から 54 歳	64.8	64.0	70.5
55 から 59 歳	51.4	55.8	61.8
60 から 64 歳	33.2	41.6	45.7
65 歳以上	8.6	12.9	14.1

女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、交野市 42.2%、大阪府 43.9%、全国 47.0%と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、25 から 29 歳の労働力率が大阪府や全国と比べて高くなっている一方、40 歳以上の労働力は全国と比べて低くなっています。

～追加項目～

※保育所・幼稚園の利用児童数と定員の状況等

- ①保育所 利用児童数の定員の推移
- ②幼稚園 同

※保育所と幼稚園の利用状況

- ①保育所利用児童数 公立、私立別
- ②幼稚園利用児童数 公立、私立別

※保育所の年齢別利用状況

年齢別、平成 24 年度の月別入所児童数の状況

2 子育て支援施策の実施状況（次世代育成支援行動計画）

1. これまでの子育て支援施策（交野市次世代育成支援行動計画）の取り組み

本市では、交野市次世代育成支援行動計画に掲げた次の5つの取り組み項目に沿って施策を展開してきました。

- 大項目1. 地域ぐるみの子育ち・子育て支援への取り組み
- 大項目2. すべての子育て家庭を支える取り組み
- 大項目3. 人権、いのち、健康を守る取り組み
- 大項目4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み
- 大項目5. 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりの取り組み

計画に位置付けられた施策の進捗状況の詳細については、本市のホームページに掲載しています
<http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2013081900013/>

2. 特定事業にかかわる目標事業量の進捗状況

3. 特定事業にかかわる事業実績

- ① 拠点の利用実績
- ② 一時預かり事業の利用実績
- ③ 保育所定員と入所状況
- ④ 放課後児童会の定員、入会状況

4. 交野市次世代育成支援行動計画現在の取り組みと課題

1. 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み

子育てを地域社会全体で支えるためには、地域の関連機関等が連携し、子育て支援のネットワークを構築し、子育て家庭により身近でより利用しやすい子育て支援サービスの充実、子育てをする家庭や子どもたち自身を地域全体で支えていく地域ぐるみの子育て・子育て支援に取り組みました。

1-1 交流支援ネットワークの形成

【主な取り組み】

1) 地域における子育て支援のネットワーク化

- 子育てネットワークの構築
- 子育てサークル活動の支援
- 子育て親子の交流の促進（つどいの広場、子育てサロン）
- 保育所・幼稚園の子育て支援

2) 子育て相談支援体制の充実

- 各相談事業のネットワーク化
- 子育てに関する不安や悩みの相談場所の充実
- 子育て支援総合コーディネーターの設置
- ホームページの活用によるネット相談
- 民生委員・児童委員との連携
- 園庭・園舎の開放による子育て相談や情報提供

3) 子育て情報提供の充実

- 子育てマップの提供
- 子育て支援情報の提供方法の充実
- 子育て支援情報の提供体制の充実

【平成 25 年度の進捗状況】

- ・子育て支援ネットワークの構築に向け、子育て支援活動をつなぐ交流会（全体会 2 回）、地域の特性に合わせて中学校区別の地区会（4 回）を社会福祉協議会、子育て支援拠点と協働で実施するなど、地域ぐるみの子育て支援への取り組みを実施しました。
- ・親子で集える場の提供、各相談機関での窓口周知、気軽に相談できる体制づくり、関係機関との連携に努めました。（相談場所 31 箇所設置）
- ・子育てマップを 2,500 部作成し、赤ちゃん訪問時、転入時に配布し情報提供した。また、インターネット『織姫ねっと』を活用した子育てポータルサイトを開設した。

【更なる取り組み】

- ・子育て支援ネットワークの構築の継続が必要
- ・子育て親子の交流の場の継続と充実（開催曜日、時間等の拡充）
- ・タイムリーな情報発信

1-2 地域との連携による子育て支援

【主な取り組み】

1) 地域環境を活かした多様な活動の推進

- 農と緑を活用した体験学習
- 地域における環境教育活動の取り組み
- 身近な地域における活動への支援
- 子どもに関する地域活動情報の提供

2) 子どもの居場所づくり

- 放課後児童会活動の充実
- 公園等の維持管理
- おもちゃライブラリーへの支援
- 既存施設の利用
- 既存施設及び既存事業との連携による居場所づくり

3) 世代間交流の推進

【平成 25 年度の進捗状況】

- ・子どもの居場所づくりとして、学童期はフリースペース（10校）、放課後児童会活動（10校）、児童センターの継続充実に努めました。
- ・都市公園（26箇所）、ちびっこ広場（109箇所）については地域と協力連携し、維持管理に向けての取り組みを実施しました。
- ・世代間交流として、保育所、幼稚園、校区福祉委員会、生涯学習大学にて、地域の人生経験豊かな方達の協力で、伝承遊びや季節行事、環境などをテーマに事業を実施しました。

【更なる取り組み】

3 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査実施概要

本計画の策定のため、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

■調査実施要項

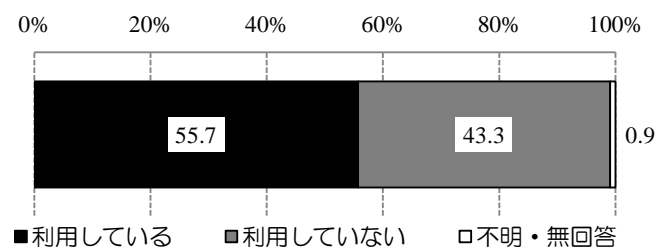
調査地域	交野市全域
調査対象	●交野市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者 (就学前児童調査) 1,800人 ●交野市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者 (小学生調査) 1,200人
調査期間	平成25年12月19日～平成26年1月16日
調査方法	住民基本台帳を基に対象児童を持つ世帯を無作為抽出し、 郵送配布・郵送回収
回収結果	●就学前児童調査：856件（回収率：47.6%） ●小学生調査：564件（回収率：47.0%）

(2) 調査結果概要

①教育・保育事業の利用状況

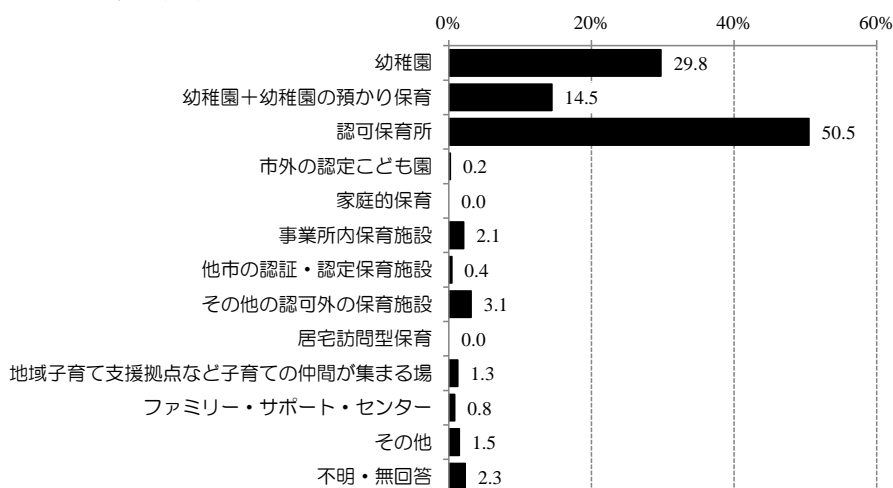
就学前児童の保護者に定期的な教育・保育事業の利用についてたずねたところ、「利用している」が55.7%となっています。

図表 定期的な教育・保育事業の利用有無／就学前児童 (N=856)



定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」(50.5%)が最も高く、次いで「幼稚園」(29.8%)となっています。

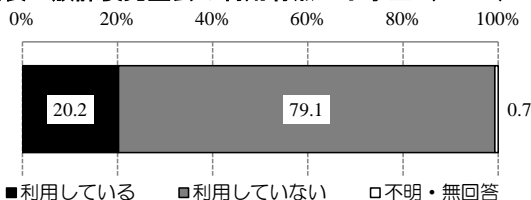
図表 定期的にご利用している教育・保育事業／就学前児童 (N=477)



②放課後児童会の利用有無

小学生の保護者にたずねた放課後児童会の利用有無は、「利用している」が約2割(20.2%)に対して、「利用していない」が約8割(79.1%)となっています。

図表 放課後児童会の利用有無／小学生 (N=564)

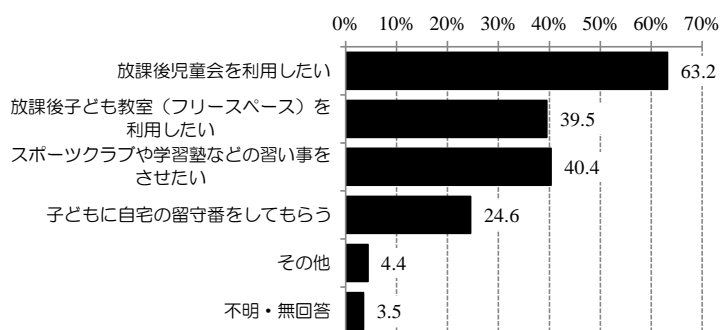


③放課後の過ごし方

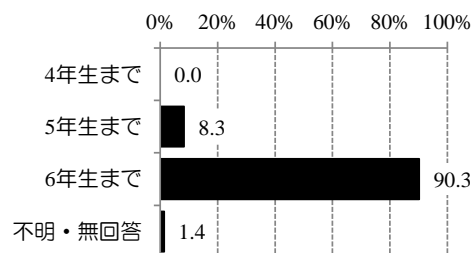
放課後児童会を利用している小学生の保護者に、小学校4年生以降の放課後の過ごし方をたずねたところ、「放課後児童会を利用したい」(63.2%)が最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」(40.4%)となっています。

希望する利用学年は、「6年生まで」(90.3%)が最も高くなっています。

図表 放課後児童会の利用有無／小学生 (N=114)



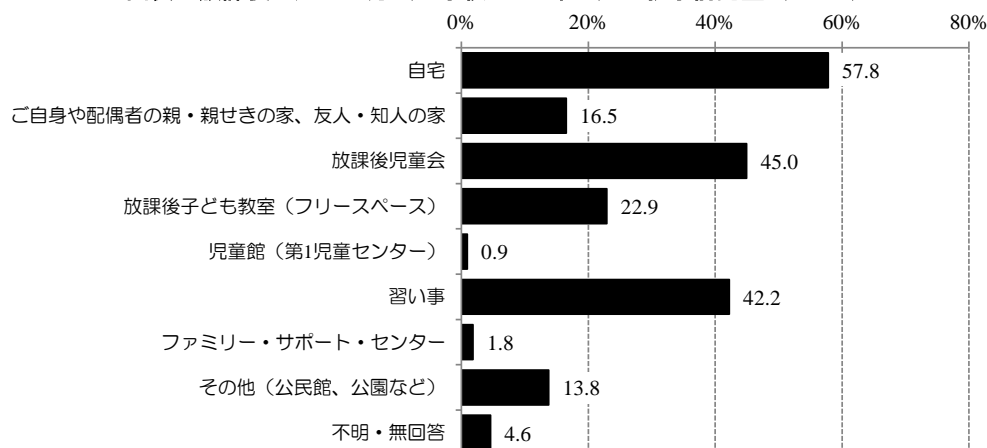
図表 放課後児童会の希望利用期間／小学生 (72)



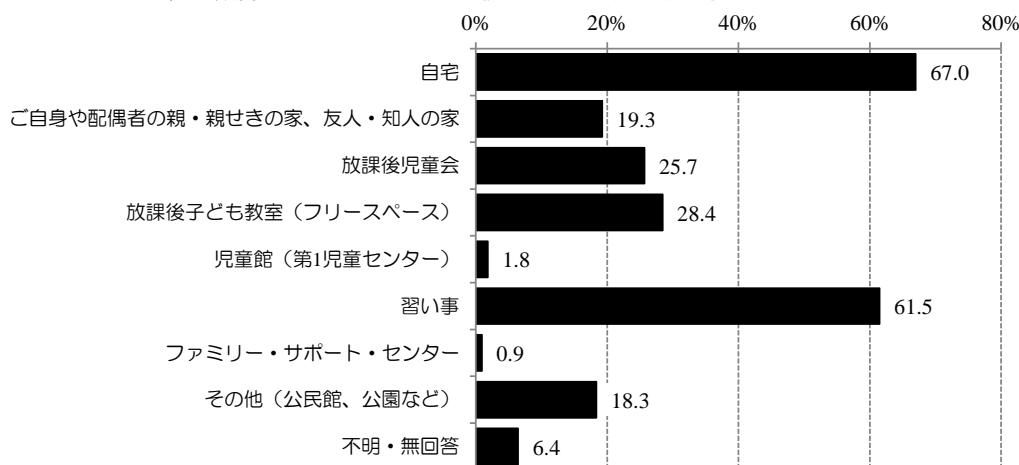
次年度就学予定者の保護者にたずねた就学後の放課後の過ごし方については、小学校1～3年生の間の放課後の過ごし方では、「自宅」(57.8%)が最も高く、次いで「放課後児童会」(45.0%)、「習い事」(42.2%)となっています。

また、小学校4～6年生の間の放課後の過ごし方では、「自宅」(67.0%)が最も高く、次いで「習い事」(61.5%)、「放課後子ども教室」(28.4%)となっています。

図表 放課後の過ごし方（小学校1～3年生）／就学前児童（N=109）



図表 放課後の過ごし方（小学校4～6年生）／就学前児童（N=109）

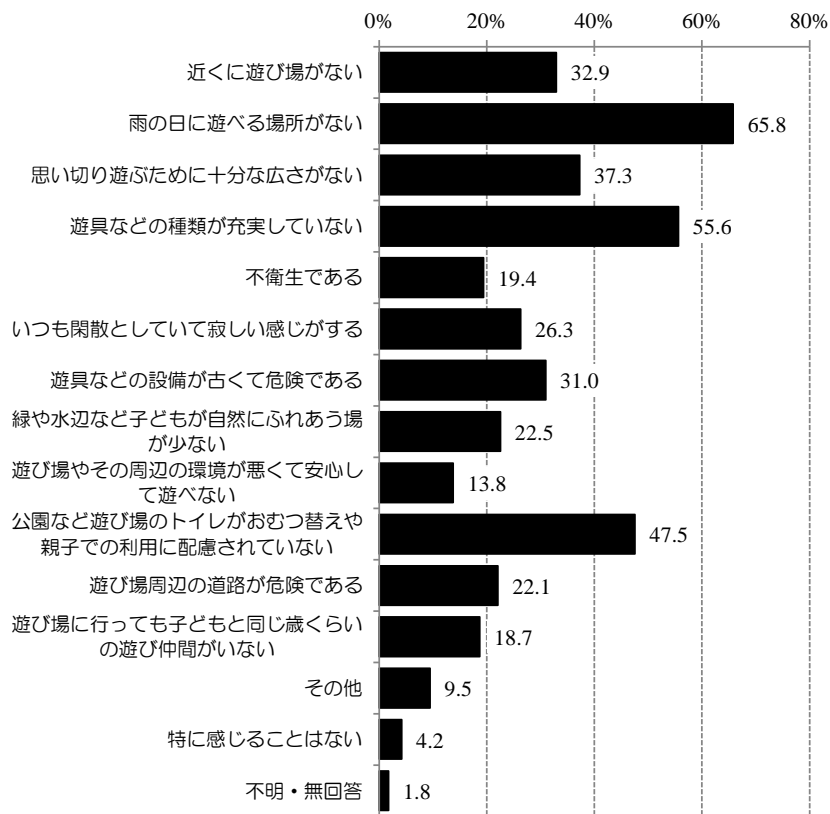


④子どもの遊び場について

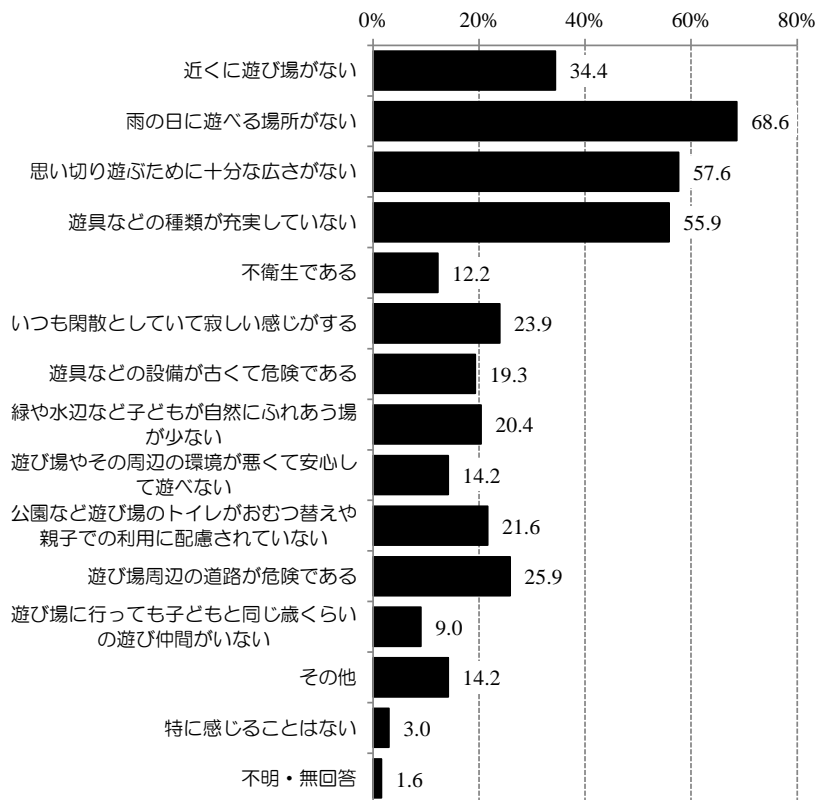
就学前児童の保護者に子どもの遊び場について日頃感じることをたずねたところ、「雨の日に遊べる場所がない」(65.8%)が最も高く、次いで「遊具などの種類が充実していない」(55.6%)、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」(47.5%)となっています。

小学生の保護者に子どもの遊び場について日頃感じることをたずねたところ、「雨の日に遊べる場所がない」(68.6%)が最も高く、次いで「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(57.6%)、「遊具などの種類が充実していない」(55.9%)となっています。

図表 子どもの遊び場について日頃感じること／就学前児童 (N=856)



図表 子どもの遊び場について日頃感じること／小学生 (N=564)

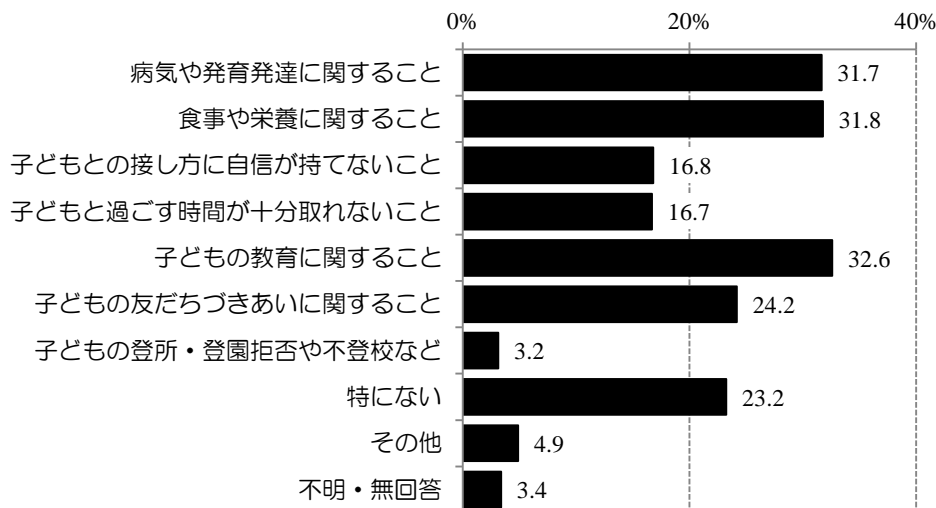


⑤子どもの悩み

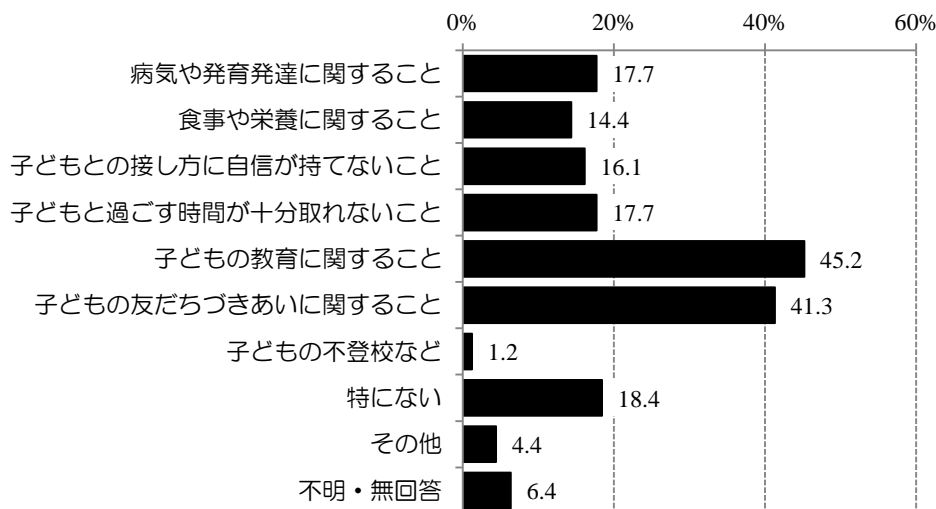
就学前児童の保護者にたずねた子どもに関することで悩んでいる・気になることについては、「子どもの教育に関すること」が最も高く(32.6%)、次いで「食事や栄養に関すること」(31.8%)、「病気や発育発達に関すること」(31.7%)となっています。

小学生の保護者にたずねた子どもに関することで悩んでいる・気になることについては、「子どもの教育に関すること」が最も高く(45.2%)、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」(41.3%)、「特にない」(18.4%)となっています。

図表 子どもに関することで悩んでいる・気になること／就学前児童 (N=856)



図表 子どもに関することで悩んでいる、気になること (N=564)

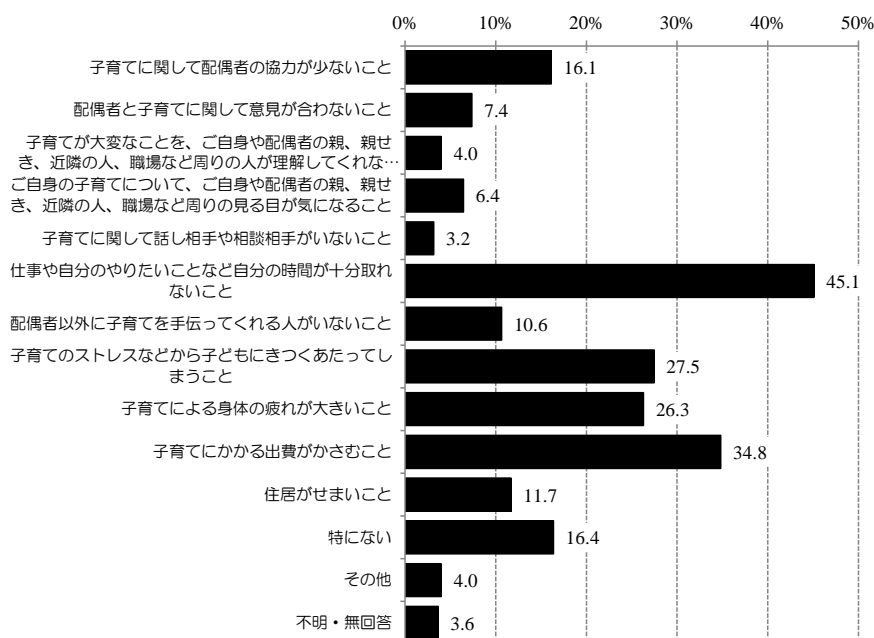


⑥保護者の悩み

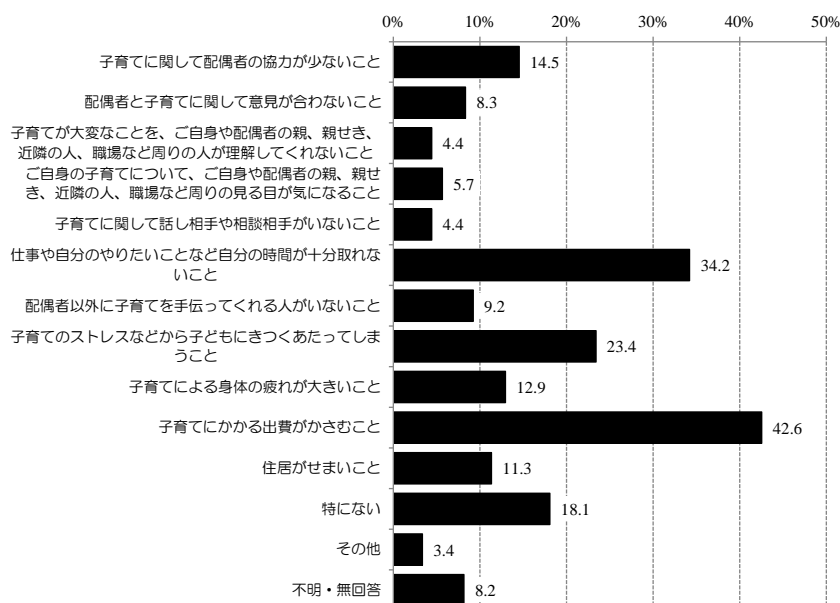
就学前児童の保護者にたずねた自身に関することで悩んでいる・気になることでは、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」(45.1%)が最も多く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」(34.8%)、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」(27.5%)となっています。

小学生の保護者にたずねた自身に関することで悩んでいる・気になることでは、「子育てにかかる出費がかさむこと」(42.6%)が最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分にとれないこと」(34.2%)、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」(23.4%)となっています。

図表 自身に関することで悩んでいる・気になること／就学前児童 (N=856)



図表 自身に関することで悩んでいる、気になること／小学生 (N=564)

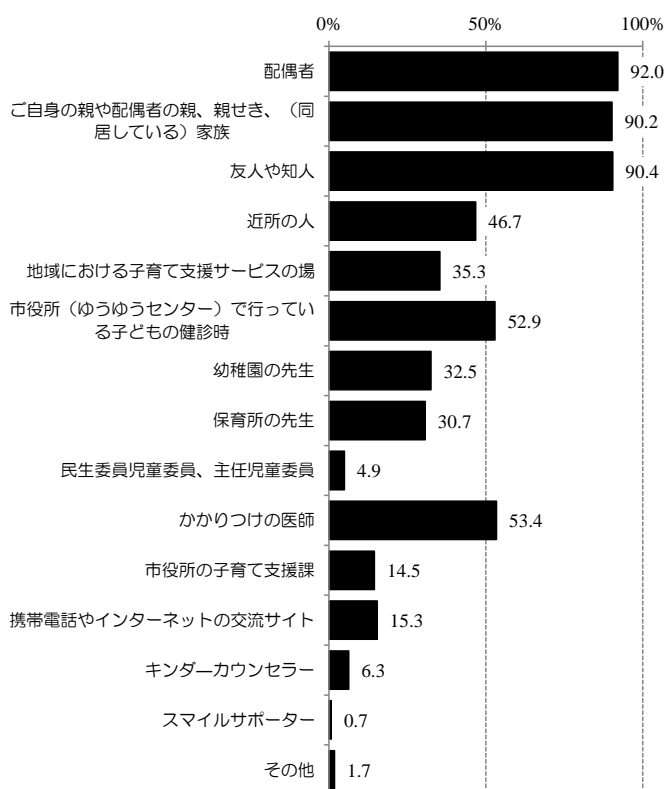


⑦相談先

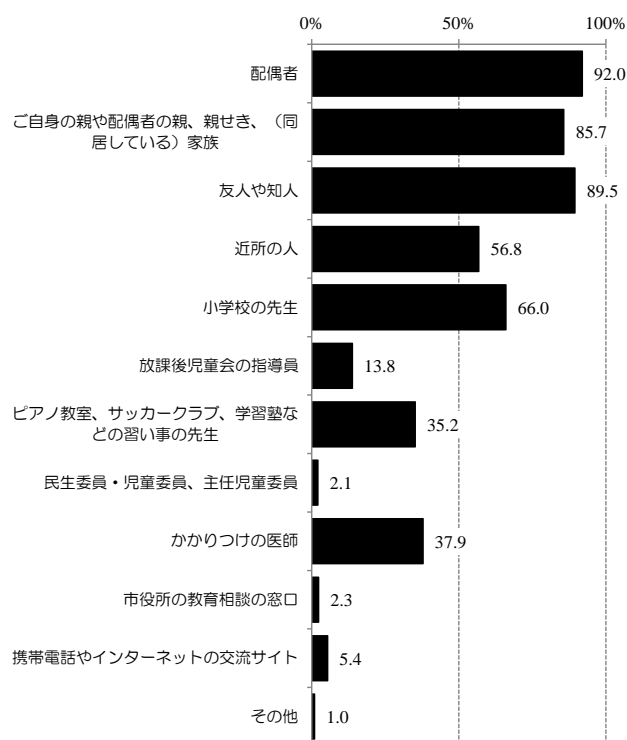
就学前児童の保護者にたずねた気軽に相談できる先は、「配偶者」(92.0%)が最も高く、次いで「友人や知人」(90.4%)、「ご自身の親や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」(90.2%)、となっています。

小学生の保護者にたずねた気軽に相談できる先は、「配偶者」が最も高く(92.0%)、次いで「友人や知人」(89.5%)、「ご自身の親や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」(85.7%)、となっています。

図表 気軽に相談できる先(人、場所)／就学前児童(N=815)



図表 気軽に相談できる先(人、場所)(N=523)

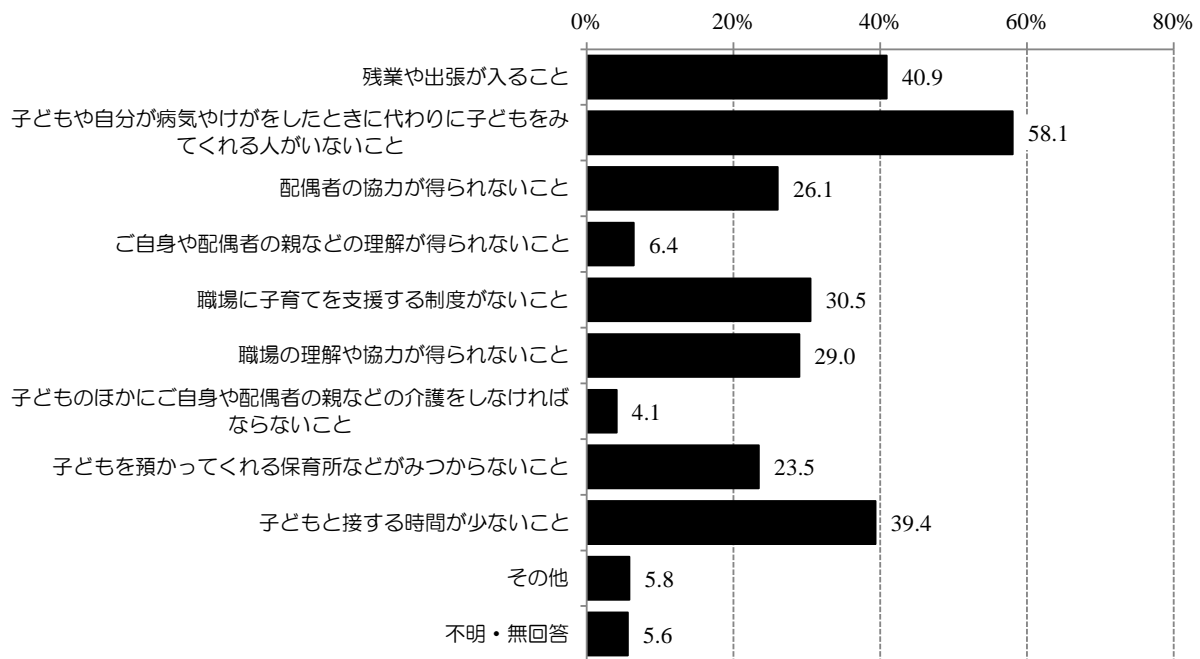


⑧仕事と子育てを両立させる上での課題

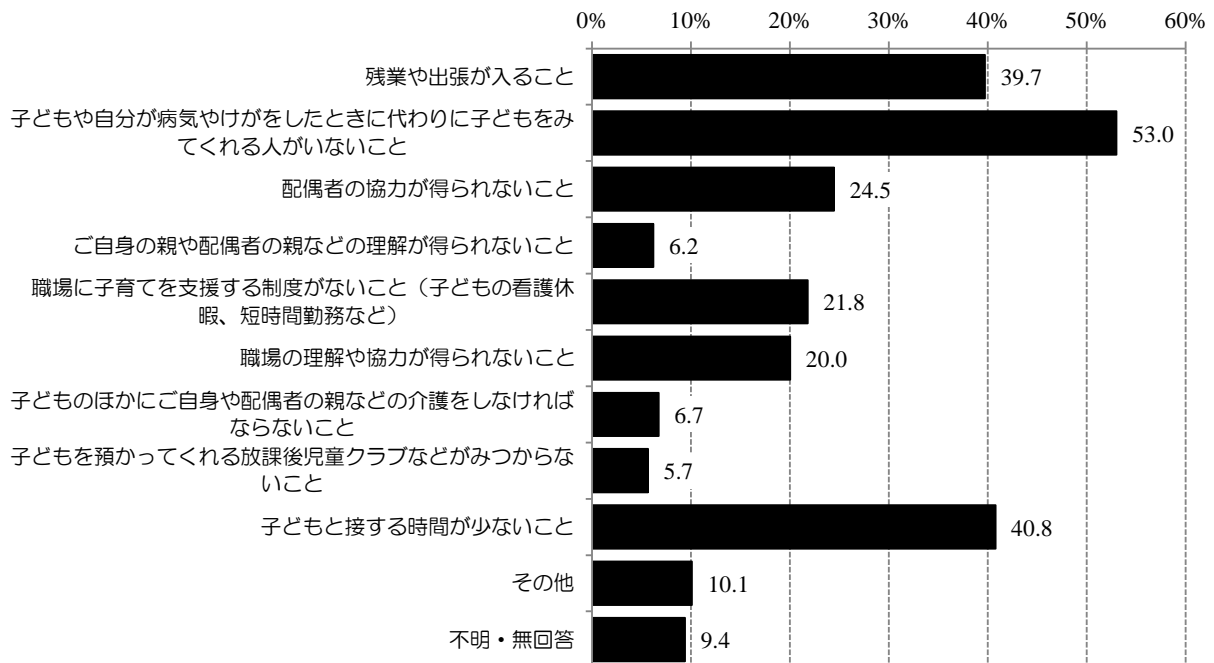
就学前児童の保護者にたずねた仕事と子育てを両立させる上での課題は、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」(58.1%)が最も高く、次いで「残業や出張が入ること」(40.9%)、「子どもと接する時間が少ないこと」(39.4%)となっています。

小学生の保護者にたずねた仕事と子育てを両立させる上での課題は、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」(53.0%)が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」(40.8%)、「残業や出張が入ること」(39.7%)となっています。

図表 仕事と子育てを両立させる上での課題／就学前児童 (N=856)



図表 仕事と子育てを両立させる上での課題／小学生 (N=564)

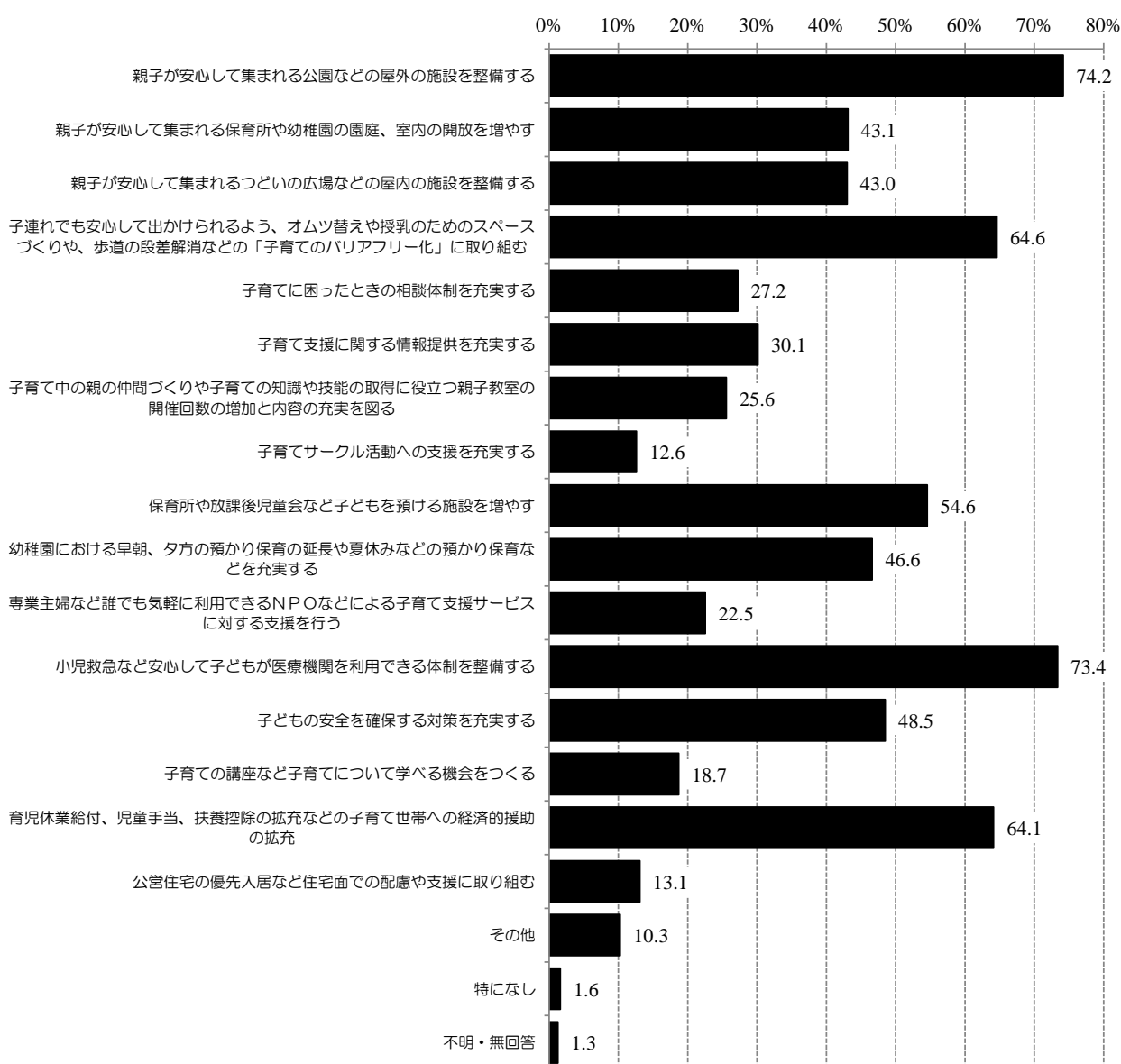


◎充実してほしい子育て支援サービス

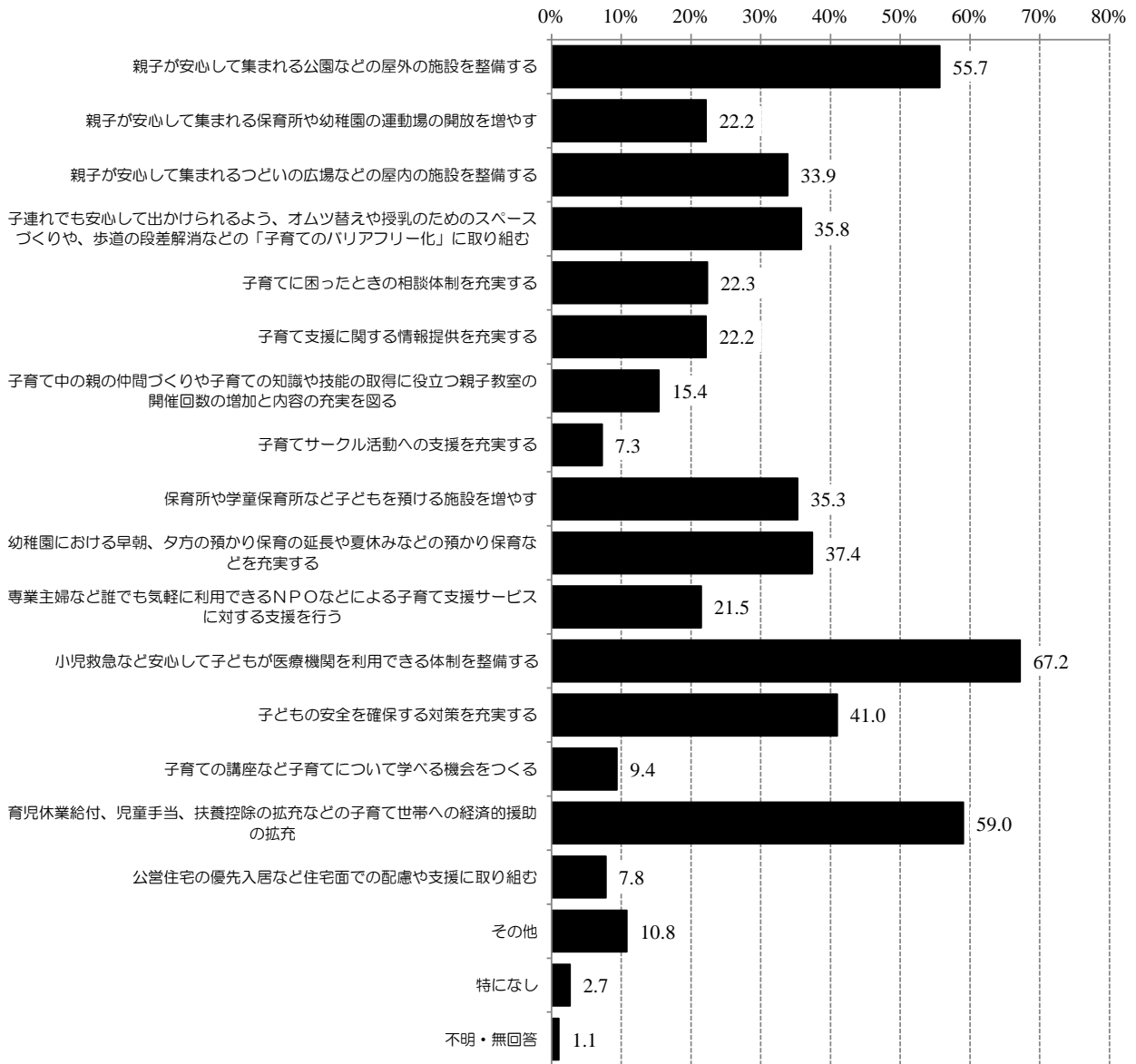
就学前児童の保護者にたずねた充実してほしい子育て支援サービスでは、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が最も高く（74.2%）、次いで「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」（73.4%）、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」（64.6%）となっています。

小学生の保護者にたずねた充実してほしい子育て支援サービスでは、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も高く（67.2%）、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」（59.0%）、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」（55.7%）となっています。

図表 充実してほしい子育て支援サービス／就学前児童（N=856）



図表 充実してほしい子育て支援サービス／小学生（N=564）



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもいっぱい 元気な “かたの” ～ 健やかに育ち、夢を持てるまち “かたの” ～

市ではこれまでも、「子どもいっぱい 元気な “かたの”」の実現に向け、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げていきます。

2 基本項目

前述の基本理念の実現をめざし、体系的に施策を展開していきます。

1 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み

子育てを地域社会全体で支えるためには、地域の関連機関、地域の人々の連携が必要となります。

地域の子育て支援のネットワークを構築し、子育て家庭により身近でより利用しやすい子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てをする家庭や子どもたち自身を地域全体で支えていく地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組みを進めます。

2 すべての子育て家庭を支える取り組み

仕事と子育てが両立できるよう、また、すべての人が多様なライフスタイルが選択でき子育てができる支援策や保育サービスの充実を図ります。また、子育てにかかわる経済的負担の軽減に努めます。

3 人権、いのち、健康を守る取り組み

児童虐待や不登校などの問題がより深刻化し、心身ともに健やかな子どもを育むことの必要性が一層高まってきています。子どもがのびのびと成長していけるよう子どもの人権を守る取り組みを進めていきます。

また、安心して子どもを生みゆとりを持って健やかに子どもを育てることができるよう、母と子の健康づくりと子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期からの健康づくりや食育の取り組み、障がいのある子どもへの支援の取り組みを進め、子どものいのち、健康を守る取り組みを推進します。

4 子どもの豊かな育ちを支える取り組み

次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、学校、地域が連携して子育て環境を充実させていくことが重要です。

家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みを進めます。

5 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりへの取り組み

子育てを安心して行うことができるよう、公共施設等において子どもの視点を盛り込んだバリアフリーを推進するとともに、ゆとりとうるおいが感じられる子育て環境づくりを進めます。

また、交通安全対策や防犯対策に取り組み、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域住民とともに安心・安全のまちづくりを推進します。

3 施策の体系

計画における施策の方向性を以下のように整理します。

大項目	中項目	施策の方向	関連計画
1 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み	(1)交流支援ネットワークの形成	①地域における子育て支援のネットワーク化 ②子育て相談支援体制の充実 ③子育て情報提供の充実	地域福祉計画
	(2)地域との連携による子育て支援	①地域環境を活かした多様な活動の推進 ②子どもの居場所づくり ③世代間交流の推進	
2 すべての子育て家庭を支える取り組み	(1)仕事と生活の調和	①仕事と生活の調和 ワーク・ライフ・バランスの推進 ②両立支援のための職場環境づくり	男女共同参画計画 母子家庭等自立促進計画
	(2)すべての子育て家庭を支える多様な保育サービス	①居宅における保育サービスの充実 ②多様なニーズに応じた保育サービスの充実	
	(3)自立支援と経済的負担の軽減	①ひとり親家庭の自立支援の推進 ②経済的支援の充実	
3 人権、いのち、健康を守る取り組み	(1)子どもの人権尊重と権利擁護	①児童虐待問題への対応 ②いじめ不登校への対応 ③児童生徒の不安・悩み、問題行動等への対応 ④子どもの意見を反映する仕組みづくり	健康増進・食育推進計画 障がい者(児)福祉長期計画 障がい福祉計画 学校教育ビジョン
	(2)母親・子どもの健康と安全の確保	①健診事業等の推進 ②訪問指導の充実 ③母子健康教育と相談事業の充実 ④小児医療等の充実及び不妊治療への支援	
	(3)「いのち」、「食」、「人」とのつながりを大切にできる子どもの育成	①思春期保健対策の充実 ②「食育」への取り組み	
	(4)障がいのある子どもへの支援の充実	①障がいのある子どもを持つ家庭への支援 ②障がいのある子どもへのきめ細やかな	
4 子どもの豊かな育ちを支える取り組み	(1)次代の親の育成	①乳幼児とのふれあい機会や子育てを学ぶ機会の充実 ②男女共同参画教育の推進 ③就労・自立精神の育成	学校教育ビジョン 男女共同参画計画 地域福祉計画
	(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	①就学前教育の充実 ②特色ある学校教育の推進 ③地域に根ざした学校づくり	
	(3)生涯学習と家庭教育の充実	①スポーツ・文化・レクリエーションの充実 ②体験や交流機会の確保 ③家庭や地域での教育	
5 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりへの取り組み	(1)ゆとりとうるおいのある環境づくり	①子育てバリアフリーの推進 ②良質な住宅の確保 ③快適な住環境づくり	景観まちづくり計画 都市計画マスタープラン 地域福祉計画
	(2)子どもの安心・安全の確保	①交通安全対策の充実 ②防犯活動等の充実 ③子どもの見守りネットワークの充実	

第4章

施策の展開

市内の子育て関連施策について、体系に沿って記載します。

記載例は次ページのイメージを想定します。

- 目標—課題—施策の体系に沿って事業を記載する。
- 課題ごとに「市の現状と課題」を簡潔に記載する。
- 課題には必要に応じてニーズ調査結果などを引用する。

掲載のイメージ

1 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み

(1) 交流支援ネットワークの形成

- 子どもたちがのびやかに育っていくうえでは、身近な地域で子どもの育ちと子育てを支えるさまざまな仕組みが必要です。
- 市では、「子ども家庭支援センター」を基幹に、地域子育て支援センター、子育てひろば、幼稚園における子育て支援など、多様な施設・サービスを通じて、地域全体で子育て家庭への支援に努めてきました。
- 実態調査の結果をみると、「情報の待たしさ」、「サービスや施設の使いやすさ」、「地域からの子育て支援」などの市内の子育て環境については、まだまだ改善の余地がある結果となっています。
- サービスの使い勝手を向上させていくとともに、必要なときに必要なサービスを的確に選ぶことができるよう、十分な情報提供をしていくことが必要です。例えば、子育て応援マップの活用なども有効な情報提供につながるものです。
- すべての子育て家庭に対して、利用しやすい柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域での子育てを支える力を高めていくことが必要です。

課題の提示

【施策の方向①】地域における子育て支援のネットワーク化

ショートステイやファミリー・サポート・センターなど、地域の子育て支援体制を推進します。

【施策の方向②】子育て相談支援体制の充実

必要な人が必要なときに情報が得られるよう、市の広報紙やインターネットなどを活用した、地域の子育て支援サービスの提供体制を充実します。また、いつでも気軽に相談できる場の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

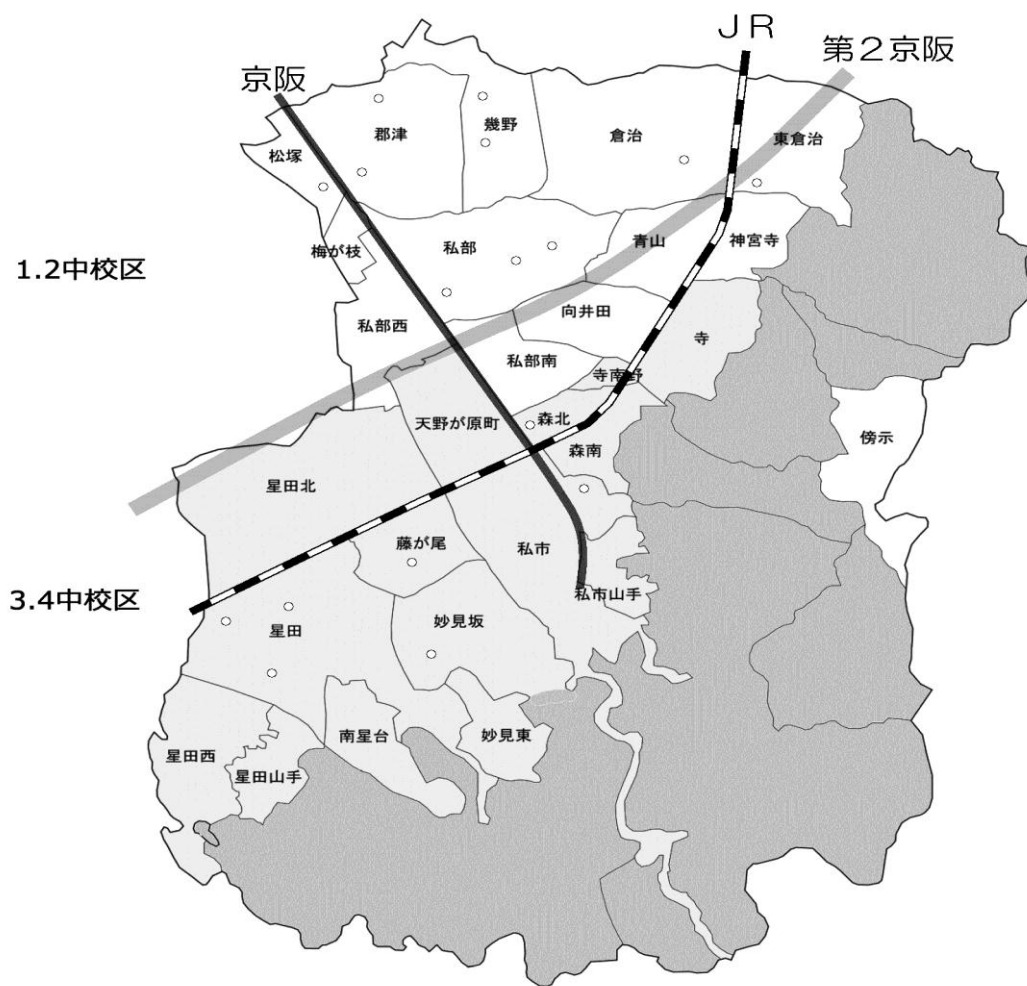
第5章

計画の目標値等

1 教育・保育提供区域の設定

(必須記載事項)

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を2地区に設定します。



2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

(必須記載事項)

- ・子ども・子育て支援給付
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

教育・保育の量の見込みと内容・実施時期

- ・各年度における教育・保育の量の見込み
各年度における各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
認定区分ごと及び特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)			平成 27 年度			平成 28 年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	2,767		635	1,473	945	664	1,422	904	659
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	—	—	—	今後検討				
	地域型保育事業	—	—	—					
差 (②-①)	—	—	—						

(単位：人)	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,385	875	653	1,364	857	642	1,340	838	639
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	今後検討							
	地域型保育事業								
差 (②-①)									

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(必須記載事項)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・病児保育事業 ・妊婦健診 ・多様な主体の参入促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間外保育事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収にかかる補足給付を行う事業 |
|--|---|

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと内容・実施時期

- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
- ・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(ア) 時間外保育事業

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① の見込み	762	791	771	755	741	731
②確保の内容	—	今後検討				
差 (②-①)	—					

(イ) 放課後児童健全育成事業

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	555	702	673	647	625	606
②確保の内容	—	今後検討				
差 (②-①)	—					

(ウ) 子育て短期支援事業

(単位：人泊)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	216	210	205	200	197
②確保の内容	—	今後検討				
差 (②-①)	—					

(エ) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14,547	14,808	14,205	13,644	13,187	12,783
②確保の内容	—	今後検討				
差 (②-①)	—					

(オ) 一時預かり事業

■ 幼稚園の預かり保育

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績) ※	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	* 1	1,005	961	930	911	891
②確保の内容	—	今後検討				
差 (②-①)	—					

■ 2号認定による定期的利用

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績) ※	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	* 2	23,582	22,560	21,816	21,384	20,905
②確保の内容	—	今後検討				
差 (②-①)	—					

■ その他

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績) ※	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	* 3	35,895	58,369	56,755	55,589	54,552
②確保の内容	—	今後検討				
差 (②-①)	—					

※一時預かり事業の平成 25 年度(実績)については、* 1、* 2、* 3 の合算で 30,503

(カ) 病児・病後児保育事業

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	3,219	3,125	3,050	2,986	2,937
②確保の内容	—	今後検討				
差 (②-①)	—					

(キ) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	260	247	236	225	215
②確保の内容	—	今後検討				
差（②－①）	—					

(ク) 利用者支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み						
②確保の内容	—	今後検討				
差（②－①）	—					

(ケ) 妊婦健診

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み						
②確保の内容	—	今後検討				
差（②－①）	—					

(コ) 乳児全戸訪問事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み						
②確保の内容	—	今後検討				
差（②－①）	—					

(サ) 養育支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み						
②確保の内容	—	今後検討				
差（②－①）	—					

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関する考え方と推進体制

(必須記載事項)

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めることとされている。

第6章

計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・府との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「交野市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

計画の点検・評価体制案

